

全部改正	平成20・08・26財資第2号 平成20年10月1日
一部改正	平成22・03・23財資第6号 平成22年3月31日
一部改正	20170801財資第5号 平成29年8月10日
一部改正	20200124財資第2号 令和2年3月27日
一部改正	20210222財資第12号 令和3年3月3日

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱

(通則)

第1条 天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(金融機関)

第2条 この要綱において、「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 銀行
- (2) 長期信用銀行
- (3) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (5) 農林中央金庫
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 株式会社日本政策投資銀行

(交付の目的)

第3条 この利子補給金は、金融機関が行う天然ガス等設備の設置に必要な資金の貸付けを円滑に行わしめ、天然ガス等の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第4条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、金融機関が行う次の各号のいずれにも該当する資金の貸付け（以下「交付対象事業」という。）について、当該金融機関に対して予算の範囲内において利子補給金を交付する。ただし、利子補給金は、三大都市圏の100万

戸以上の需要家に対して都市ガスを供給する、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者又はガス製造事業者（以下「ガス事業者」という。）が行う交付対象事業については事業費の百分の四十について交付するものとし、その他の交付対象事業については百分の五十とする。

- (1) 別表に掲げる設備の建設又は取得に要する資金であつて、同表に掲げる要件のいずれかを満たすものについての貸付けであること。
- (2) 貸付金の利率が、固定金利であること。
- (3) 貸付金の償還期限が、原則として7年以上15年内であること。
- (4) 貸付金の償還方法が、6か月ごとの均等償還であること。ただし、4年以内の据置期間を認めることとし、融資残額の一括又は一部繰上げ償還することを妨げないものとする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、交付対象事業について、次に掲げる算式をもつて、次に掲げる単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

$$A \times B \times \frac{X}{365}$$

ただし、

A 当該単位期間における当該貸付契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

X 当該貸付契約に係る年利率（％）に $1/2$ を乗じて得られる値の少数第3位未満を四捨五入して得られる数値

単位期間 3月11日から9月10日までの期間及び9月11日から3月10日までの期間。ただし、7月11日から9月10日までの期間又は1月11日から3月10日までの期間になされた貸付けに係る第1回目の単位期間は、当該貸付けの日から3月10日までの期間又は当該貸付けの日から9月10日までの期間とすることができる。

(貸付契約の利子)

第6条 金融機関は、第4条の規定により大臣から利子補給金の交付を受けたときは、当該利子補給金に係る貸付契約による利子で当該単位期間において生ずるものの額を、当該貸付契約により定まる利子の額から当該利子補給金の額に相当する金額だけ差し引いた金額としなければならない。

(交付の申請)

第7条 金融機関は、利子補給金の交付を受けようとするときは、単位期間ごとに毎年8月10日及び2月10日までに交付申請書（様式第1）を大臣に提出しなければならない。

- 2 金融機関は、交付対象事業について初めて利子補給金の交付を受けようとするときは、前項の書類に添えて貸付実施計画書（様式第2）を大臣に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第8条 金融機関は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、同条第2項の規定に基づく貸付実施計画書の提出、第11条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく変更等の申請、第13条の規定に基づく状況報告、第14条の規定に基づく実績報告、第16条第1項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第9条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第12条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく要求、第15条の規定に基づく通知、第17条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付の決定）

第10条 大臣は、第7条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付を決定したときは、速やかに金融機関に通知するものとする。

- 2 第7条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 前項において、大臣は必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第11条 金融機関は、利子補給金の交付の決定通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日より10日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第12条 金融機関は、次の各号に掲げる場合においては、大臣の承認を受けなければならない。

- （1）交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
- （2）交付対象事業を廃止又は中止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(状況報告)

第13条 金融機関は、交付対象事業の遂行について、大臣の要求があったときは、状況報告書（様式第3）を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 金融機関は、単位期間が満了したとき（交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、単位期間の満了の日（交付対象事業の廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(利子補給金の額の確定)

第15条 大臣は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて行う調査により、利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、金融機関に通知するものとする。

(利子補給金の請求及び支払)

第16条 金融機関は、利子補給金の支払を受けようとするときは、前条の規定による利子補給金の額の確定通知を受けた後において、請求書（様式第5）を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、利子補給の確定の内容に適合すると認めるときは利子補給金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、第12条第1項第2号の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 金融機関が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 金融機関が、利子補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

(3) 金融機関が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 金融機関が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する利子補給金が交付されているときは、期限を付して当該利子補給金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく利子補給金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(利子補給金の経理)

第18条 金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第19条 金融機関は、交付対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 金融機関は、交付対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。金融機関又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も金融機関による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は交付対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 金融機関は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について利子補給金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に貸付けを行ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に貸付けを行ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月10日から施行する。
- 2 平成29年8月9日以前に貸付けを行ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。
- 2 令和2年3月26日以前に貸付けを行ったものについては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、利子補給金の交付の申請をするに当たって、また、交付対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金対象設備及び要件

(対象設備)

1. ガス事業者(三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。)に天然ガスを供給するために必要な設備
 - (1) 天然ガス出荷基地設備
 - (2) 天然ガス輸送設備

2. ガス事業者(三大都市圏の100万戸以上の需要家に対して都市ガスを供給するガス事業者を除く。)が天然ガスを受け入れるために必要な設備
 - (1) 天然ガス受入基地設備
 - (2) 天然ガス輸送設備

(要件)

一般の需要に応じて、以下のいずれかを満たすこと。

1. 設備投資によって、100万m³以上の天然ガスの販売量の増加が見込まれる場合

2. 分断された導管網を接続(相互接続)する場合

3. ガス事業者が供給するガス種を天然ガス(13A)に変更する場合

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関の名称
代表者氏名

令和 年度天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付申請書

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、上記利子補給金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の内容

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備考
			貸付額と利子補給対象額が異なる場合はその旨記入すること。

2. 利子補給金の額及びその算出の基礎

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関の名称
代表者氏名

貸付実施計画書

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり貸付実施計画書を提出します。

記

1. 貸付対象事業の概要
 - (1) 事業名
 - (2) 事業実施企業・事業所名
 - (3) 事業の実施場所
 - (4) 事業の目的
 - (5) 事業内容
 - (6) 総事業費 円
2. 貸付額 円
3. 貸付利率 %
4. スケジュール
 - (1) 貸付実行日
 - (2) 初回利子補給日
 - (3) 償還予定期限

(様式第3)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関の名称
代表者氏名

令和 年度天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金状況報告書

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱第13条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

交付対象事業の遂行状況

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関の名称
代表者氏名

令和 年度天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金実績報告書

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱第14条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容

貸付企業・事業所名	貸付年月日	貸付額	備考
			貸付額と利子補給対象額が異なる場合はその旨記入すること。

2. 利子補給金の額及びその算出の基礎

貸付企業・事業所名	貸付残高	利子補給金の額	算出の基礎

(様式第5)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

住所
金融機関の名称
代表者氏名

令和 年度天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金精算払請求書

天然ガス等利用設備資金に係る利子補給金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり利子補給金の支払を請求します。

記

請求金額

円